様

決議書及び要望書

令 和 ８ 年 ９ 月

宮 城 県 市 長 会

宮城県の振興につきましては、平素から格別のご理解、ご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

宮城県内１４市をもって構成いたします宮城県市長会は、去る８月２１日に宮城県市長会議を開催し、各市からの議案を全員一致により要望事項として採択したところでございます。

つきましては、この実現方につきまして特段のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

宮城県市長会

会長　富谷市長　若生　裕俊

決　　議　　書

宮 城 県 市 長 会

決議書提出先

【東日本大震災からの復旧・復興に関する決議】

復興大臣

【クマ被害防止対策への支援強化等を求める決議】

財務大臣、環境大臣

東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

東日本大震災から 15 年が経過し、被災自治体においては、国内外の多くの皆様からのご支援をいただき、復興まちづくりに向け着実に歩みが進んでいる。

令和７年６月 20 日に「第２期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更が閣議決定され、第３期復興・創生期間の方針が示されたところであるが、今なお残る課題を解決し復興を進めるためには、期間にとらわれることのない柔軟な対応が必要不可欠である。

よって、今後とも、地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興に向けたきめ細かい取組を着実に進めるため、下記の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

１．災害援護資金の償還期限の延長等について

災害援護資金の貸付は、所得が一定額に満たない世帯の世帯主を対象としている制度であることから、震災から期間が経過した現在においても依然として生活困窮の状況から抜け出せず、約定による償還が困難な者が存在している状況である。

このため、国は、災害援護資金の償還について、自治体の国に対する履行期限を５年間延長したところであるが、阪神・淡路大震災の例に鑑み、その期限をさらに延長すること。また、回収困難な事例に対する償還免除の要件を緩和するとともに、当該要件の一つである「10 年無資力」を適切に判断するための効率的かつ現実的な調査項目や手法を示すこと。

併せて、債権回収に向けた自治体個々の取組みに係る経費についての財政支援の実施、または、国において債権回収機構等を設置し、専門的かつ専属的に債権回収を実施すること。

２．被災者の生活再建支援等について

(1)震災被害により心のケアや学習上の支援が必要な児童生徒に対し、よりきめ細やかな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、養護教諭を含めた加配教員による支援を継続すること。

(2)被災者の孤立防止のための地域での見守りやコミュニティの活性化、心のケアを含む健康支援等の各種支援施策を被災自治体や被災者支援団体等が継続的、安定的に実施できるよう、被災者支援総合交付金に代わる補助金等の創設等、必要かつ十分な財政支援を長期的に行うこと。

(3)被災者生活再建支援金制度について、津波により住家全体が流失・滅失した場合は建物だけでなく宅地そのものが失われたり、整地が必要になったりするなど、他の原因による住宅被害に比べて被害が大きく、様々な課題が明らかとなったことから、災害規模や世帯状況等に関わらず支援の対象範囲及び上限を拡充するなど、総合的な制度の見直しを図ること。

３．地域産業の復興・再生及び公共施設等の復旧支援について

(1)震災以後、大雨時に仙塩流域下水道管内市町において、地盤沈下や地下水位の変動などに起因していると考えられる公共下水道（汚水）マンホールからの溢水が見受けられ、公衆衛生や市民の健康への影響が懸念されていることから、解決のため必要かつ十分な財政支援を講じること。

(2)防災集団移転元地の活用については、未相続地や共有地と市有地等が混在しており、震災から 15 年が経過した現在においても、依然として活用が進まない現状がある。

このため、国は防災集団移転元地の活用について、現制度の抜本的な改正により、国において一括買上げした後に、被災自治体へ払下げするなどの措置を講じること。また、防災集団移転元地の土地利用の推進や草刈り等の維持管理費に対する新たな補助制度を創設するなどの財政措置を講じること。

(3)被災地の自立に向けて、先進技術の導入や地域資源の活用等により産業・生業や教育・研究を振興し、交流人口・関係人口や移住者の拡大を図り、魅力あふれる地域を創造するため、「地方創生に関する総合戦略」にも資する被災地への新産業の集積や政府関係機関の地方移転について、国が主体となって特段の措置を講じること。

(4)東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買戻し期限を迎える事業者に対し、買戻し期限の延長、買戻し金額の減免等、新たな事業再生支援スキームを創設すること。また、関係金融機関に対し、債権買戻しのための融資に応じるよう、継続的に国から要請すること。

(5)津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金については、令和５年度の第14 回公募をもって新規公募が終了となったところであるが、本補助金は津波で甚大な被害を受けた沿岸市町にとって、地元企業の事業拡大や企業誘致による工場等の新増設の強力なインセンティブになっていたことから、引き続き、移転元地の利活用や雇用創出など、真の復興を成し遂げるため、津波被災地に特化した企業立地を促進する同様の効果を有する制度を創設すること。併せて、制度の活用期間が明示されることで、企業側の計画的かつ具体的な立地検討につながり、企業誘致の強力な武器になることから、復興庁設置期間である令和 13 年まで実施することとするなど、数年先の補助金継続を前提とした期間を示すこと。

４．原発事故に対する対応について

(1)放射性物質で汚染された廃棄物や土壌、焼却灰等の管理・中間処理・最終処分などの処理のプロセスや仮置場・長期管理施設の設置等について、国が主体的に責任を持って住民に説明するとともに、基準を超える廃棄物の処理及び必要な施設の管理について、国が迅速に責任をもって対応すること。さらに、指定廃棄物の長期保管に伴い、放射性物質濃度が 8,000 Bq/kg 以下に減衰したことが確認され、保管自治体が指定解除を行った廃棄物についても、これまで国の指示のもと長期保管を強いられてきた地域感情を考慮し、国が責任を放棄すること無く処理完了まで対応すること。

8,000Bq/kg 以下の一般廃棄物扱いとなる汚染廃棄物について、市町村が取組む処理に対し国は柔軟な対応と十分な財政的、技術的支援を行うこと。

(2)除染事業により発生した除染廃棄物や除去土壌の処分については、住民の強い不安感、拒絶感により進まない状況であることから、国が主体的に責任を持って説明するとともに、財政的、技術的支援にとどまらず、国の責任において処分すること。

(3)汚染状況重点調査地域に指定され、除染対象とされた区域から生じた除去土壌の処分を市町村が処理に向けて取り組む場合、国は十分な財政的、技術的支援を行うこと。

(4)国として原発被害をことさら福島県等に限定しないこと。東京電力に対しても、県境で区別せず、適切な損害賠償・費用負担を行うことを強く指導監督すること。また、原発事故に起因する農林畜産物、水産物に係る風評被害対策を講じるとともに、東京電力に対し損害賠償の拡大及び早期支払を指導すること。

さらに、観光業の風評被害について、宮城県内の観光業に対する影響を正しく認識し、福島県と同様の内容で損害賠償するとともに、東京電力に対しては、東北以外の地域からの観光客入込みに限った損害賠償対象を拡大し、震災後わずか１年間とした対象期間を将来にわたって認めるよう指導すること。

(5)イノシシ被害が拡大し、イノシシ自体が生息域を広げながら繁殖を続けている状

況下においては、単一の市町村だけでの対策では限界があることから、広域的な対策（駆除、防除及び処分等）を国・県が主体となり行うこと。また、「有害鳥獣捕獲事業」についても、捕獲したイノシシの放射性物質の濃度が基準値を超えているとして未だに出荷制限の対象となっており（一部を除く）、埋設あるいは解体を経ての焼却処理をしなければならない状況にある。この結果、捕獲頭数に比例して解体後の処理の費用も増加していることから、猟友会や農業者をはじめとした地域住民の負担軽減に向けた施策に加え、出荷制限の解除を行うこと。

(6) ＡＬＰＳ処理水については、海洋放出以外の処分方法ならびに、トリチウム除去技術の継続検討を行うこと。令和５年８月からの処理水海洋放出に伴い、輸出取引の停止、禁輸措置による価格下落、資金不足や生産計画が立てられない等の被害が発生しており、引き続き、水産業をはじめとした関係各産業への新たな風評被害を生じさせないための取組を確実に進め、地域の水産業が安定的な事業継続を行えるよう、消費拡大を含めた積極的な支援を行うこと。輸入規制措置を行う一部の諸外国に対し、規制の解除、緩和が図られるよう働きかけること。また、放射性物質の測定にかかる費用については、令和９年度以降も国の予算措置を継続すること。

クマ被害防止対策への支援強化等を求める決議

近年、クマの出没は中山間地域にとどまらず、市街地や住宅地、通学路、観光地など人の日常生活圏にまで拡大しており、全国的にも増加傾向にある。特に昨年は、県内でもクマの出没数、人身被害、死亡事故が過去最大となり、住民の生命及び安全・安心な生活環境を脅かしているほか、地域経済への影響も懸念されるなど、被害防止に向けた実効性の高い対策の推進が急務となっている。

クマ被害防止対策として交付される指定管理鳥獣対策事業交付金については、補助率や対象経費が直近の出没状況を踏まえた財政負担の増加に十分対応していないほか、交付決定時期が夏以降となることが多く、自治体における年度当初からの事業執行の支障となるなど、制度運用上の課題も顕在化している。

また、各市町村においては、クマ被害の防止に向け、緊急銃猟による対応や箱わなによる捕獲、誘引物の撤去などの対策を進めているが、捕獲従事者の確保や安全管理体制の整備などについては、市町村単独での対応が困難となっているほか、箱わなを用いたいわゆる「通常捕獲許可」については、許可申請前に県職員の現地立ち合いを要するなど、市町村が迅速な対応を実施するうえで課題となっている。

よって、クマによる人身被害の防止及び地域住民の安全確保を図るため、国及び県、市町村が連携して取り組む体制を構築し、地域ごとの実情に応じて迅速かつ効果的な対策を実施できるよう、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1　指定管理鳥獣対策事業交付金について、自治体が年度当初から事業に着手できるよう、交付決定の早期化を図るとともに、捕獲や緩衝帯整備等の需要の増加に確実に対応するため、補助率の引上げなど財政支援の拡充を行うこと。

2　安定的な捕獲体制の確保に向け、実際にクマの捕獲等対策に従事する専門人材としてガバメントハンターを育成し、市町村へ派遣するなどクマ対策を担う人材確保を支援すること。

要　　望　　書

宮 城 県 市 長 会

宮城県市長会　要望事項・提出先（令和8年秋）

	要望事項＼提出先	頁	総務大臣	法務大臣	財務大臣	文部科学大臣	厚生労働大臣	農林水産大臣	経済産業大臣 原子力経済被害担当	国土交通大臣	環境大臣	防衛大臣	デジタル大臣 デジタル行財政改革担当	復興大臣	国土強靭化担当大臣	内閣府特命担当大臣 （防災、海洋政策）	内閣府特命担当大臣 （こども政策、少子化対策 若者活躍、男女共同参画）	内閣府特命担当大臣 （知的財産戦略、科学技術政策 宇宙政策、経済安全保障 経済安全保障担当）
国への要望	東日本大震災からの復旧・復興に関する決議	決議												○				
	クマ被害防止対策への支援強化等を求める決議				○						○							
	公共事業関係費の確実な確保について	1			○					○					○	○		
	松島基地周辺対策の促進について	3			○							○						
	災害時の自主防災組織の補償制度の整備について	4	○													○		
	国が委嘱する職の人財確保に向けた支援について	5	○	○														
	水産・水産加工業における人手不足解消について	6		○				○										
	公共施設等適正管理推進事業債について	7	○		○													
	デジタル活用推進事業債について	8	○		○								○					
	行政のデジタル化への財政支援について	9	○		○								○					
	デジタル基盤改革支援補助金の補助上限額の見直し及び運用最適化支援事業費補助金の恒久化について	10	○		○								○					
	地域医療の充実について	11	○		○		○											
	介護保険制度の充実について	14			○		○											
	医療費助成制度の充実強化について	16			○		○										○	
	国民健康保険の財政支援措置強化について	17			○		○											
	幼児教育・保育の無償化について	18			○		○										○	
	国民健康保険制度の更なる拡充について	19			○		○											
	児童屋内遊戯施設運営の支援について	20			○		○										○	
	大規模な森林伐採を伴う太陽光発電事業の規制強化について	21							○		○							
	特別支援教育の充実について	22			○	○											○	
	学校給食費の無償化について	23			○	○											○	
	学校部活動の地域展開に係る継続的な支援について	24			○	○											○	
	学校施設環境改善交付金について	25			○	○											○	
	教育人材の確実な確保について	26			○	○												
	学校再編・統合による魅力ある学校づくりへの支援について	27			○	○											○	
	持続可能な水田農業を実現するための予算確保及び各種支援について	28			○			○										
	国際リニアコライダー（ILC）誘致への積極的な取り組みについて	31			○	○												○
	大雨等により被災した農業者の経営安定化のための新たな保険制度の創設について	32			○			○										
	被災地復興における教育旅行の推進について	33			○	○				○						○		
	物価高騰に係る中小企業及び農水畜産業者への支援について	34			○			○	○									
	中東情勢に伴う建築資材価格の高騰対策について	35			○				○									
	県内基幹交通網の整備について	36								○					○	○		
	県央地域の交通網の整備について	38								○					○	○		
	県南地域の交通網の整備について	39								○					○	○		
	宮城県横断自動車道の整備促進について	40								○					○	○		
	三陸沿岸部の道路交通網の整備について	41								○					○	○		
	ローカル線の利用促進に向けた支援について	42								○								
	水道事業に対する財政支援の拡充等について	43			○					○								
	流域治水事業等の推進について	44			○					○					○	○		
	市管理河川への支援について	45			○					○					○	○		
	津波浸水想定の対策について	46			○					○					○	○		
	雨水排水施設に係る維持管理経費の財政支援について	47			○					○					○	○		
	防災・減災、国土強靭化のための対策に必要な財源の確実な措置及び下水道施設の改築への国庫負担の継続について	48			○					○					○	○		

※網掛は新規要望、趣旨を新たにした要望、または項目に追加のある要望

公共事業関係費の確実な確保について

国及び県支出金により実施する公共事業については、交付額が当初予算計上額から大幅に減額された場合、事業縮小や事業延期等に伴う議会及び地域住民への理由説明や事業計画の変更、事業執行のための一般財源の拠出等、市において様々に対応せざるを得ない状況となっている。

国の公共事業関係費は、当初予算ベースでは前年度比で微増し６．１兆円規模の水準で推移している。

しかしながら、近年、全国各地で毎年のように水害などの災害が発生しており、令和元年東日本台風は各地で甚大な被害をもたらし、宮城県内では死者 19 名、行方不明者２名、全壊 302 棟、半壊・一部損壊・床上床下浸水は１万 9,600 棟を超えるなど、幾多の生命と財産が失われ、地域で暮らす住民の不安が非常に高まっている。

国民の生命・財産の保護は、行政の果たすべき根幹的な責務であることから、国土強靱化の確実かつ計画的な遂行、老朽化するインフラ・農業水利施設等の適切な維持管理並びに予防的・計画的修繕を実施していく必要がある。特に、県内においては、平成 27 年９月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風で決壊した河川堤防が、令和４年７月 15 日からの大雨により短期間のうちに再び決壊している自治体もあることから、気候変動を踏まえた流域治水を強く推進していくことが重要になっている。

さらに、国民の生命、財産を守るためには、十分な財源と職員を継続的に確保していかなければならず、また地域の建設業は、社会資本の整備や災害時の緊急対応及び復旧を行うほか、地域雇用を支える産業として重要な役割を担っており、建設業の活性化及び健全な発展による地域の活力維持や安全・安心の確保といった観点からも、補正予算も含めた公共事業関係予算の長期的・安定的な確保が必要となっている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

１　国土強靱化施策を総合的かつ計画的により一層強力な推進を図るため、公共事業関係費を当初予算ベースで平成 21 年度以前の７～８兆円規模にまで回復させ、長期的・安定的に確保すること。

２　地方創生のため、地域の多様なニーズに対応する経済対策として幅広く活用できる補正予算を編成し、事業を推進すること。

３　災害に強い道路の構築など事前防災・減災対策を強力に推進するとともに、急速に老朽化が進行する道路施設等の予防的、計画的な修繕のために、老朽化対策費用について予算を拡充すること。また、点検に係る費用について、市町村の負担軽減を図ること。加えて、令和８年度までとなっている公共施設等適正管理推進事業に関して、制度を継続すること。

４　毎年のように発生する豪雨水害に対応するため、排水機場のポンプ能力増強等による排水体制の強化や、総合的な排水機能を強化し、関連する河川について整備促進を図ること。また、河川整備計画の全県的な見直しを進め、適正な河川の維持管理・点検を実施し、河川の再度の災害防止と水害常襲河川の解消に向け、災害に強い川づくり緊急対策事業の推進を図ること。

５　緊急浚渫推進事業、緊急自然災害防止対策事業及び緊急防災・減災事業の対象事業及び財政措置の一層の充実・強化を図るとともに、本制度を恒久化すること。

6　越水や堤防が決壊した河川などリスクの高い危険箇所について、緊急的かつ強力な防災・減災対策のため、堤防の質的強化やかさ上げ、河道掘削など原形復旧にとどまらない治水安全度を向上させる改良復旧を図ること。

7　迅速な災害復旧及び災害の防止を徹底させるために、資機材の充足及び地方整備局や河川国道事務所の人員体制の充実・強化を図ること。

8　予算概算決定等を公表する際に自治体の翌年度以降の事業計画を見据えるため、自治体への予算配分の目安を予め公表すること。

9　第２期復興・創生期間終了後も長期安定的な道路整備・管理が進められるよう安定的な道路予算を確保すること。また、令和７年６月に策定された「第１次国土強靱化実施中期計画」の計画的な事業推進を図るとともに、国土強靱化の施策の実施に必要な予算を通常予算とは別枠で確実に確保すること。

10　流域治水の推進にあたって、河川整備計画を着実に推進するとともに、堤防決壊による大規模な浸水被害が発生しても被害を軽減し、迅速に復旧するため、生活や生業の再建に係る財政措置等の支援制度の柔軟な運用・拡充を図ること。また、流域治水の思想に即した、省庁の垣根を越えた交付金制度・事業補助制度を新たに創設すること。

松島基地周辺対策の促進について

本県所在の航空自衛隊松島基地は、Ｆ－２戦闘機パイロットの実戦部隊配置前の最終訓練を担う第 21 飛行隊が所属しており、同機の飛行訓練については日夜基地所在自治体上空を飛行しているため、航空機騒音により市民の日常生活に支障を来しているほか、土地利活用が制限されるなど市勢発展にも大きな影響を及ぼしている。

また、戦技研究及び航空自衛隊の広報を担う第 11 飛行隊によるＴ－４ブルーインパルス機が市街地上空でアクロバット飛行を行っていることから、住民も飛行機事故による不安を感じている。

加えて、松島基地が米国主催訓練として、令和６年に「ヴァリアント・シールド 2024」、令和７年７月 22 日から 30 日まで「レゾリュート・フォース・パシフィック」に続き、令和８年６月には「ヴァリアント・シールド 2026」で３年連続使用されるなど、松島基地を取り巻く環境は昨年から大きく変化が生じており、市民は騒音や安全対策に一層の負担を感じている。

そのような中にあっても、国際情勢に鑑みれば訓練は必要であり、松島基地が我が国の防御の要を担うためには、基地の安定的な使用が不可欠であり、その任務遂行には住民の理解と協力が必要である。

よって、松島基地周辺対策に関し、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

１　国有提供施設等所在市町村助成交付金については、固定資産税の代替的な財政補給金として、国の予算総額の７割が対象国有財産の価格で按分され、残りの３割については対象国有財産の種類、用途及び市町村の財政状況等を考慮し算定されている。

しかし、基地所在自治体への交付金額は、周辺の自治体では地価公示等が下落する中で、松島基地に近接する基地所在自治体地域では、土地の固定資産税の基礎となる地価公示が３年連続で、基準地価が５年連続で上昇しているにも関わらず、平成 10 年度の２億 7,096 万円から令和７年度には１億 7,655 万円と 65.16％に減額されており、国全体の交付金額等の推移とは比例していないことから、固定資産税徴収額が増加している自治体に対する交付金が減額となることがないよう、実情に合わせ同交付金を増額すること。

また、航空自衛隊の飛行場周辺は、騒音区域の関係で市街化区域の拡大ができないほか、滑走路の延長線上の区域も土地利用に様々な制約があることから、これらの状況も考慮の上、一部非対象資産となっている土地、建物、工作物についても対象資産に含めること。

２　特定防衛施設周辺整備調整交付金については、基地所在自治体中心部の南側部分の大半が基地として使用され、市街地拡大による住宅地開発が進まないなど土地利用における制限がかけられていることや、市街地上空での低空飛行による危険度の高いブルーインパルス訓練が実施されているなどの特殊性を考慮し、同交付金を増額すること。

３　航空自衛隊松島基地所在に伴う民生安定施設の助成事業について、今後も当該助成を活用して整備を進めるにあたり、特に建物改築においては、昨今の社会情勢の変化・要望等に対応し放課後児童クラブ等の対象の拡大と定額補助から定率補助への変更など改定はされているが、今後も社会情勢等の変化などを踏まえ補助対象施設の拡大と補助率の引き上げを行うこと。

災害時の自主防災組織の補償制度の整備について

災害時において、自主防災組織の構成員が避難支援活動中に死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になっても、多くの避難支援活動が消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律に基づく消防団員等公務災害補償等共済基金からの損害補償の補填を受けられない状況に置かれている。

災害対策基本法第 84 条の規定では、市町村長又は警察官等の命令により、応急措置の業務に従事した者が、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、当該市町村は、その損害の補償をしなければならないことについて定められている。

しかし、認定機関である消防団員等公務災害補償等共済基金によれば、災害対策基本法第 84 条に規定する応急措置従事者の要件として、「その現場での市町村長等からの指示であって、事前に約束されたものではない」との見解が示されている。

このため、自主防災組織の構成員の避難支援活動は、従事要請のない任意の活動が中心になることから、消防団員等公務災害補償等共済基金の対象とならないことになる。

災害対策基本法第５条において、市町村の責務として、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、地域に係る防災に関する計画を作成し、その責務を遂行するにあたり、自主防災組織の充実を図るよう努めなければならないとされており、市町村は、全地域に自主防災組織の設立を働きかけてきている。

昨今の自然災害の発生が頻発している状況に鑑み、今後、大きな災害が発生した場合に、多くの避難支援者が安心して活動できる環境を整備し、避難行動要支援者の災害時の円滑な避難の実効性を確保するため、自主防災組織が事前に市町村に活動員名簿を提出した場合等、公的な損害補償が適用になる制度への見直しを行うよう要望する。

国が委嘱する職の人材確保に向けた支援について

国は、民生委員・児童委員、人権擁護委員、行政相談委員など地域において、社会福祉の増進のための相談業務、人権の擁護と自由人権思想の普及・高揚のための業務、行政サービスに関する苦情、行政の仕組みや手続きに関する問い合わせなどの相談業務を担う職を、市町村からの諸手続きを経た上での推薦を受け委嘱している。

これらは法制度創設後、長い歴史を経て現在に至っている職であり、委員就任者はその職設置の目的に鑑み鋭意活動を行ってきたところであるが、制度発足時とは、取り巻く社会環境が大きく変化し、認知症高齢者への対応や児童虐待、ひきこもり、いじめの問題等、さらには東日本大震災以降、地域の絆の重要性が求められており、対応すべき問題が複雑多岐にわたる状況となっている。

こうした状況下にあるものの、年齢制限等の要件もあることから、各委員の持続的な人材確保に非常に苦慮している状況にある。

よって、全国的な委員の推薦事務の状況、課題を把握するとともに、持続的な人材確保を図るために、活動範囲の整理や制度及び活動の理解促進、活動費の更なる増額、報酬の支給について検討し、必要な措置を講じるよう要望する。

水産・水産加工業における人手不足解消について

令和５年 11 月、国が設置している「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」において、現行の外国人技能実習生制度を廃止し、人材確保及び人材育成等を目的とした「育成就労制度」の創設を柱とした最終報告書が法務大臣に提出された。これを受け、令和６年６月 21 日には「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、令和９年４月までに育成就労制度が施行されることとなっている。

本県における外国人技能実習生は、基幹産業である水産・水産加工業の持続可能な発展を可能にするため、慢性的な人手不足の中での貴重な担い手であり、地域社会を共に支える人材として、今後これまで以上に必要な存在だと考えている。しかし、現行制度において、制度利用可能な業種が限定的であり、受入人数についても全国一律の設定で地域の実情が反映されていない。

また、実習生の受入事務にかかる作業の複雑化、研修費等のコスト増加も課題となっている。

よって、新制度への移行にあたっては下記の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

１　実習生を受け入れる職種に水揚げ作業を担う水産卸売業を加えること。

２　地域の実情に沿った受入人数枠を設定すること。

３　煩雑かつ複雑である受入に係る申請手続きを簡素化すること。

４　増加が見込まれる監理費や研修費等のコストに対する財政支援制度を創設すること。

公共施設等適正管理推進事業債について

各自治体の公共施設は、建築から 40 年以上経過した施設が多数あり、老朽化による施設の更新時期を迎えるとともに、平成初期に建築された施設についても、大規模改修・更新時期を迎えているところである。そのような施設の今後の管理・更新を計画的に実施していくため、「公共施設等総合管理計画」や「個別施設計画（長寿命化・再配置計画）」を施設の種別ごとに策定し、施設更新等を進めることとしている。

そのような中、国においても、地方自治体の施設再編・長寿命化に対する動きを支援するため、「公共施設等適正管理推進事業債」を創設するとともに、令和３年度には、当該地方債の内容拡充及び事業期間の延長が行われ、令和８年度までの措置となった。

各自治体は、計画に基づき、長寿命化や再配置・統廃合に向けて事業を推進しているが、各地区に設置している施設（小中学校、公民館等）については、地区住民との調整に多くの時間を要すること、また、多くの施設を抱えているため、短期間での施設の更新等が難しく、財政負担の平準化を図るためには、長期間で施設の更新等を検討しなくてはならないことから、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

１　公共施設等適正管理推進事業債について、令和９年度以降の事業期間の延長または恒久的な財政措置を講じること。

２　交付税措置率の引き上げを図ること。

デジタル活用推進事業債について

人口減少が進展し、地域の担い手不足が深刻化するおそれがある中で、地方創生や効率的な行政運営に取り組む地方公共団体にとって、行政のデジタル化は喫緊の課題である。この現状を鑑み、国は、地方公共団体の自主性・主体性を最大限発揮した地方創生への取組が地域の実情に応じたきめ細やかな施策を可能にする観点から、地方創生推進費や新しい地方経済・生活環境創生事業費などにより、地方公共団体のデジタル化への取組を支援している。

そのような中、令和７年度に、自治体ＤＸ・地域社会ＤＸの取り組みを加速するため、地方財政法の特例を設け、情報システムや情報通信機器等の整備に活用できる「デジタル活用推進事業債」が創設された。本事業債は、システム導入費や情報通信機器等の整備及び地域の課題解決を図るためのシステム導入費などを対象としている一方で、行政運営の効率化を図る場合であっても、庁舎等におけるＬＡＮ整備のような公用のネットワーク整備を対象外としていることから、事業活用の大きな支障となっている。

多くの住民が利用する行政庁舎のデジタル化を進めることは、今後のＤＸ推進にとっても重要な取り組みであるとともに、職員の働き方改革を一層進め、行政の効率化による担い手不足を解消する大きな推進力となることから、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

デジタル活用推進事業債の対象事業を幅広く設けることとし、行政事務の効率化を可能にする行政庁舎のネットワーク改修などにも活用できるようにすること。

行政のデジタル化への財政支援について

行政のデジタル化は、住民サービスの利便性向上や業務の効率化を図る上で不可欠であり、国の「自治体 DX 推進計画」や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」、さらには「地方創生 2.0 基本構想」においても、その推進が明確に求められている。

これを受け、自治体では行政手続のオンライン化、マイナンバーカードの利活用、システムの標準化・共通化、AI や RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の導入など、さまざまなデジタル施策を進めている。

一方で、こうした先進的な取組を支える情報システムの多くは、現在、クラウドサービスを中心とした提供形態へと移行しており、導入後も継続的に費用が発生するクラウド利用料をはじめとしたランニングコストの負担が極めて大きくなっている。

住民情報システムや文書管理システムなど、基幹系システムのクラウド化に関する取組状況は基準財政需要額の算定に反映されている一方で、「書かない窓口」などの先進的な取組については、算定に反映されていないのが現状である。

実際、ガバメントクラウドへの移行に際しては、従来のシステムに比べて経費増が見込まれており、加えて保守・運用やセキュリティ対策に係る費用も恒常的に発生することから、新たなシステム導入が進むほどに一般財源への負担が増大し、結果として財政の硬直化を招くというジレンマに、現在多くの自治体が直面している。

デジタル社会の実現は、全国すべての自治体が歩調を揃えて取り組むべき国家的プロジェクトであり、持続可能な行政サービスの基盤となるものであるが、その実現に向けては、初期導入段階の支援にとどまらず、ランニングコストに対する安定的かつ継続的な財政支援が不可欠である。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

自治体が導入するデジタルサービスに係るクラウド利用料、サブスクリプション費用、セキュリティ対策費等のランニングコストに対して、恒常的かつ実効性のある財政支援制度を創設・拡充すること。

デジタル基盤改革支援補助金の補助上限額の見直し及び運用最適化支援事業費補助金の恒久化について

県内の市では、システムエンジニアの人材不足などを理由とする、メインベンダーの一方的な都合による標準準拠システムへの移行遅延が問題となっている事例があり、当該市では同ベンダーを利用する近隣自治体と連携を図りながら、RFP（提案依頼書）によるメインベンダーの変更を計画している。

しかし、国によって設定されたデジタル基盤改革支援補助金の補助上限額は、基本的に、期限内にガバメントクラウド上の標準準拠システムへの移行完了することを想定したものであり、期限内未完了の自治体は想定するトータルコストと大きな乖離が発生する見込みである。加えて、半導体不足によるデジタル機器の値上げや人件費高騰も重なり、コストも大きく上がることが予想される。

また、標準準拠システムのランニング補助金として新たに設定された、地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金は、現時点では、令和８年度のみの暫定的な補助金である。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

１　デジタル基盤改革支援補助金について、現時点の各市町村の実情に合わせた金額となるよう、補助上限値の見直しを図ること。

２　地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金について、令和９年度以降も引き続き措置すること。

地域医療の充実について

安全で安心な生活を送るためには、地域医療の充実が不可欠であり、中でも、自治体病院は地域の中心的な病院として、一般医療や救急医療等で重要な役割を担っており、地域医療に欠かせない存在である。

そのような中、自治体病院を取り巻く経営状況は、人件費、医薬品費、燃料費等エネルギー価格の高騰に伴い経費負担が増加しており、経営の健全化に向けなお一層努力しているが、病院施設の老朽化や医療設備の更新等多額の費用を要することから、自治体病院の多くは経営破綻の危機に瀕している。

また、高齢化に伴う疾病構造の変化、事故や災害の多発傾向、医療技術の進歩、住民意識の変化などにより、救急医療及び高度専門医療に対する住民のニーズが拡大してきているが、医師や看護師等の医療従事者の不足が深刻化している上、本県における救急医療施設及び高度専門医療施設の設置状況は県内二次医療圏ごとに見ると必ずしも十分とは言えない。各圏域内でのこれら施設の設置等だけでなく、医療法の規定に基づき、５疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）や６事業（救急医療、災害時における医療、新興感染症発生・まん延時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む））、在宅医療に対応した医療分担及び地域医療連携体制の構築が強く望まれている。

特に救命医療については人員確保、設備の維持など多額の経費を要し、持続性への懸念が高まっている。

よって、地域医療の充実及び持続性の確保のため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

１　自治体病院の役割に鑑み、経営環境の厳しい自治体病院の経営安定化のため、救急医療をはじめとする不採算部門への支援、公立病院特例債の復活、独自補助制度の創設等、財政支援措置を拡充すること。

２　現行の消費税制度において、診療報酬が非課税である反面、医薬品や医療機器等の購入に係る消費税は病院が負担することになり、病院経営に対する影響は大きいものがあるため、これに係る税制度の抜本的改正をすること。

３　自治体病院の経営安定化につながるよう地域医療に係る診療報酬体系の見直しを図ること。

４　平成 15 年度から病院事業債の繰出基準を２分の１に減じているが、自治体病院の経営安定化を図るため、３分の２に復元して地方交付税に算入する等、財政支援措置を拡充すること。また、地方交付税の算定においては、緊急時のバックアップ機能の維持に着目し、許可病床数を算定の基礎とすること。

５　県内の二次医療圏ごとに医療機関の機能分担による整備を行い、小児科・産科医師を集約化した拠点病院の整備を早期に行うとともに、地域の中核的病院及び災害拠点病院の整備・強化を図ること。

６　救急医療体制を維持・確保するため、二次救急患者の転院体制を構築するなどにより、二次救急医療体制の充実強化を図るとともに、救命救急センター運営に対する財政支援を行うなどにより、三次救急医療体制の充実強化を図ること。また、夜間及び休日における適正受診を促すよう、さらなる啓発を行うこと。

7　地域ごとに診療科別必要医師数を配置する施策を確立すること。併せて良質な医療を提供するために医師及び看護師、薬剤師、理学療法士等の医療従事者の確保及び定着が図られるよう財源措置を講じること。

8　医師、看護師、薬剤師、理学療法士等の医療従事者の人員の確保及び地域偏在の是正等が図られるよう、医師派遣体制を充実させるとともに、自治医科大学等の入学定員の増員や医師に一定期間地域医療従事を義務づける等のシステムを早急に構築するなど、各種支援措置を講じること。
　また、令和６年４月からは働き方改革として医師の時間外労働の上限規制が適用され、医師をはじめとする医療従事者の労働環境の整備が喫緊の課題となっている状況を踏まえ、不足している小児科・麻酔科・産婦人科等の診療科の医師や救急医の確保、さらには医療従事者の離職防止対策、養成制度の充実・支援及び復職支援対策など、医療体制の一層の整備を図ること。

9　現行の医師臨床研修制度による影響分析と特定診療科目からの医師離れへの対策を講じるとともに、新専門医制度の導入により地方にバランスよく若手医師、女性医師が配置されるような仕組みを構築し、勤務医の地域偏在、診療科偏在が是正されるよう進めること。さらに、地域包括ケアを支える人材として、総合診療専門医の養成を図ること。
　また、医師が地方で安心して働ける環境整備への支援を行うこと。

10　医療が高度化、専門化する中で、高い水準の知識と技術を有する看護職員が求められ、所定の研修を受講した看護師の配置が、多くの診療報酬の要件となっているにもかかわらず、地方においては研修機会が少なく、さらに研修受講のためには、長期間、遠方への研修派遣により負担を余儀なくされている現状を鑑み、地方における看護師の教育体制整備及び財政措置を含めた養成教育への支援施策について、早急に実施すること。

11　夜間急患センターを含む医療施設、設備等設置に要する費用について、財政措置を講じるとともに、同施設の運営に要する経費として措置されている特別交付税について、無床診療所の休日夜間急患センター及び小児初期救急センターを対象にしているが、医師不足や働き方改革により交代勤務が可能となる地域の基幹病院において同機能を持つ場合も対象とすること。

12　救命医療について、地域ごとの長年の医療体制の整備過程によってその費用負担のあり方が決定し、公平な負担割合となっていないことから、当該医療機能を享受するすべての市町村で公平に負担することとなるよう、費用負担の指針を示すなど市町村間での合意形成が円滑に進むような対策を講じること。

13　自治体病院における電子カルテシステムの整備に伴うクラウド利用料などの情報処理費用に対して交付税措置を講じること。

14　病床数の適正化（ダウンサイジング）を進めるため、同一病棟での混合病床に対応した看護師配置基準の特例が認められるように措置を講じること。

15　地域医療構想の実現に向けて、関係者間で丁寧な議論を行いながら、国及び県が主体性を持って推進するとともに、それぞれの地域の実情に応じて創意工夫できるよう十分な財政措置を講じること。併せて病院施設や医療設備の改修及び更新に十分な財政措置を講じること。

16　地域医療の充実及び持続性の確保のため、市町村が独自に行う医療機関への財政支援等を含む体制整備に対して、財政措置を講じること。

介護保険制度の充実について

介護保険制度は、超高齢社会を迎える中、利用者は増加の一途を辿り、給付費が増大する一方で、介護需要の増加に伴う担い手不足は深刻さを増しており、利用者のニーズも多様化している状況である。

このような中、市町村はこの制度を円滑に実施し、地域包括ケアシステムを構築していくため、最大限に努力しているところであるが、利用者が安心してサービスを受けられるよう、将来的な介護の担い手確保に向けた取組みをはじめ、更なる制度の運営基盤の充実と一部制度の見直しを行うことが不可欠である。

また、昨今の物価高騰等の影響により介護保険サービス事業者の経営は厳しさを増しており、利用者にサービスが安定して提供されるためには、事業者に対し継続的な支援を行う必要がある。

よって、介護保険制度のより一層の充実を図り、安定的かつ健全な運営を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1　介護保険財政の健全な運営のため、将来にわたって地方自治体の財政負担が過重とならないよう、東日本大震災からの復興状況も踏まえながら、十分な財政措置を講じること。

2　財政支援が必要な保険者それぞれの実態を踏まえ、第一号被保険者の保険料負担が過大とならないよう、財政調整交付金について国庫負担分とは別枠での財政支援を行うなど、十分な財政措置を講じること。

3　介護分野において、事業が継続され、事業者が質の高い人材を安定的に確保できるよう、介護人材の確保及び介護職員の処遇改善に向けて、訪問介護をはじめ、適時適切な介護報酬の見直し等を行うとともに、利用者及び自治体の負担軽減を図るため、国の責任において十分な財政措置を講じること。

4　地域医療介護総合確保基金については、医療・介護人材の確保をはじめ、在宅医療・介護連携のための情報システムの導入・整備といった事業が対象とされているものの、とりわけ人材確保については、必ずしも地域の実情に応じ、主体的に事業の推進を図ることができる仕組みとなっていないことから、国と都道府県との連携の下、市町村において柔軟な活用が出来るよう運用の改善を図ること。

5　介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤の整備について、必要な財政措置を講じること。

6　平成 27 年 4 月から公費による低所得者の保険料軽減制度が導入されたが、給付費の増加等による保険料の上昇傾向が今後も予想されるため、低所得者をはじめとした保険料や利用料の軽減策について、国の責任において十分な財政措置を講じること。

7　介護予防・日常生活支援総合事業の実施については、予防給付のうち訪問介護・通所介護が地域支援事業へ移行されたことに伴い、地域格差が生じることがないよう、市町村が地域の実情に応じて円滑に事業を実施できるよう適切な支援を行うこと。

8　電算システム改修をはじめとした市町村による事務処理体制構築にかかる費用について、地域の実情に配慮し、十分な財政措置を講じること。

9　国が定める標準的な所得段階別対象者の条件のうち、基準額より所得の低い者の条件から、「世帯の課税状況」を除き、本人所得のみを対象とすること。

10　介護保険制度の見直しに当たっては、利用者の生活への影響を十分に踏まえ、必要なサービスが適切に提供されるよう留意するとともに、利用者負担（２割負担）の範囲の見直し等については慎重に検討し、負担が過大なものとならないよう十分に配慮すること。

医療費助成制度の充実強化について

子ども医療費助成制度は、医療機会を確保することで子どもの健全な発育を促進し、子育て家庭の経済的負担を軽減する重要施策として、都道府県の補助を受け、市町村事業として実施しているが、その内容は都道府県により異なっている。市町村においては、少子化が進む中で、単独事業として対象年齢の拡大等を図らざるを得ず、多くの市町村で上乗せ助成を行っており、少子化対策に関する地域間格差が生じている。

宮城県内においては、全市町村で対象年齢を 18 歳まで引き上げるとともに、所得制限を撤廃し実施しているが、それに対する県の補助が大幅に乖離しているため、市町村の財政を圧迫している。

また、母子・父子家庭医療費助成制度及び心身障害者医療費助成制度は、助成対象者等に対して、適切な医療提供の機会を確保するとともに経済的負担の軽減を図るものとして重要であり、欠かすことのできない制度であるため、制度の充実強化が求められている。

子ども医療費助成制度においては、県が中心となって県全体を調整した結果、医療機関等の窓口で自己負担額の支払いを必要としない現物給付が実施されている一方で、母子・父子家庭医療費助成制度及び心身障害者医療費助成制度においては、受給者が一旦自己負担額を支払い、その後、当該自己負担相当額の助成を受ける償還払いとなっており、受給者にとって経済的負担となっている。

国は、地単公費について、患者が一時的な窓口負担なく円滑に受診できるようういわゆる現物給付化の取組みを推進しているほか、医療費助成のオンライン資格確認を推進し、令和８年度中の全国規模での実施を目指すとともに、診察券としてマイナンバーカードを利用できる医療機関の拡大を図ろうとしている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

１　全国一律の「子ども医療費助成制度」の創設、健康保険の患者負担軽減措置対象年齢の拡大など、地域間格差が生じることのないよう少子化対策としての子ども医療費への支援措置を国の責任において講じること。

２　国民健康保険に係る国庫負担金について、母子・父子家庭医療費助成制度及び心身障害者医療費助成制度の対象となる 18 歳以上の者に係る基本交付額から地方単独事業波及増額分を減額して交付する療養給付費等負担金減額措置を廃止するなど、財政支援の充実を図ること。

国民健康保険の財政支援措置強化について

国民健康保険制度については、平成 30 年４月から都道府県が財政運営の主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の中心的な役割を担っている。市町村においては、資格管理や保険給付等の事務のほか、都道府県が決定した事業費納付金を納付し、保険給付に必要な費用の交付を受けている。

しかしながら、医療の高度化や被保険者の高齢化等に伴う医療費の増加により、都道府県に納付する一人当たりの事業費納付金が増加傾向にある一方、その主たる財源である保険税収入は、団塊世代の後期高齢者医療制度への移行及び被用者保険の適用拡大による被保険者数の減少等に加え、経費高騰等の影響による事業所得の低下により減少傾向にあり、財源の確保が困難な状況となっている。

国民健康保険には、被用者保険の事業主負担に当たるものがないため、国が国庫負担を定めているが、昭和 59 年度以降、この国庫負担率が引き下げられ被保険者や自治体に対する負担はますます重くなっている。また、平成 30 年度から国民健康保険改革と併せ、毎年3,400億円の財政支援の拡充が行われているが、安定した国民健康保険事業運営には不十分な状況である。

国民健康保険は被用者保険に比べて低所得者や高齢者など、税の負担能力が低い方の加入割合が高く、財源確保のための国保税率の引上げは避けられない状況にある中、相次ぐ公共料金の値上げや、物価高騰など厳しい経済情勢が追い打ちをかけており、なお一層被保険者の生活を圧迫している。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

国民健康保険の安定的かつ持続的な運営ができるよう、国庫負担割合の引き上げなど財政基盤の拡充・強化を図るとともに、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を抱える保険者への財政支援を強化すること。

幼児教育・保育の無償化について

少子高齢化に伴う人口減少は、全国的かつ喫緊の課題であり、地域社会の維持や地域経済の持続可能性にも大きな影響を及ぼしており、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備することは、少子化対策として極めて重要である。

現在、国においては幼児教育・保育の無償化として、３歳児から５歳児の全世帯及び０歳児から２歳児までの住民税非課税世帯を対象としているが、仕事と育児の両立を望む多くの子育て世帯にとって大きな負担が残るなど、軽減措置の対象外となっている家庭に対する支援の充実が求められている。

幼児教育・保育の無償化は子育て世帯の経済的負担の軽減に資する重要な施策であり、限られた自主財源の中で軽減措置を実施している自治体も少なくない。

しかしながら、自治体間で財政力に差がある中、子育て支援施策に地域間格差が生じるべきではなく、本来、全国一律の制度として実施されるべきものである。

よって、少子化対策及び子育て世帯の負担軽減を一層推進するため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

１　世帯所得や子どもの数に関わらず、０歳児から５歳児までの全ての子どもを対象とした幼児教育・保育料の完全無償化を実現すること。

２　給食費を含めた保護者負担の軽減が図られるよう、地方自治体に対する財政支援の充実を図ること。

国民健康保険制度の更なる拡充について

会社員等が加入する被用者保険においては、被保険者の報酬額により保険料が算定されるため、扶養する子どもの人数が増えても保険料は変わらないのに対して、国民健康保険は、世帯内のすべての加入者に均等割保険料（税）が賦課されるため、子どもの人数に応じた保険料（税）の負担が生じる。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正により、令和４年４月から国民健康保険料（税）について、子ども（未就学児）に係る被保険者均等割額が５割軽減となった。これは子育て世帯の経済的負担軽減の観点から国・都道府県・市町村の取り組みとして実施されている。更に令和９年度からは、より多くの子育て世帯の負担軽減を図るため、５割軽減の対象が高校生年代まで拡大となる。

全国的に少子化が一層深刻となっており、子育て世帯の経済的な負担の軽減と医療保険制度間の公平性を図るため、子どもに係る国民健康保険料（税）について、被保険者均等割の廃止や軽減割合の更なる拡大を検討していく必要が生じている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

子育て世帯の経済的な負担の軽減と医療保険制度間の公平性を図るため、１８歳までの国民健康保険料（税）の被保険者均等割の廃止を検討するとともに、子どもに係る被保険者均等割の５割軽減措置について、その軽減割合を拡大すること。

児童屋内遊戯施設運営の支援について

児童屋内遊戯施設は、天候や季節、近年の深刻な夏季の猛暑といった気候変動に左右されず、児童が安全かつ快適に、思いきり体を動かして遊べる施設として、子育て世代のニーズが高い状況にある。全国的にも多くの自治体において設置が進んでおり、子育て支援施策として少子化対策や定住促進にも有効である。

一方で、こうした施設の運営費には、主として概ね３歳未満の児童及びその保護者を対象とした「親子の交流の場の提供」や「子育て相談」など４つの基本事業を行うことにより、子ども・子育て支援交付金の対象となるものの、一定の基準額までが交付対象となっており、自治体の財政負担が大きいことから、施設の運営に要する支援など、新たな支援制度の創設が必要である。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

全国一律の「児童屋内遊戯施設運営費支援制度」を創設し、地域間格差のないよう少子化対策の一環として児童屋内遊戯施設運営への支援措置を講じること。

大規模な森林伐採を伴う太陽光発電事業の規制強化について

脱炭素社会の実現に向けて再生可能エネルギーの普及促進は重要であるが、大規模な森林伐採を伴う太陽光発電事業については、防災や水源涵養といった多面的機能を有する森林をはじめとする自然環境や景観に著しい影響を与えることが懸念され、地域住民を中心に不安の声や反対意見も挙がっている。

森林地域における太陽光発電事業については、森林法に基づく林地開発許可制度による規制がなされているものの、開発許可の要件を充足する場合には環境に多大な影響を与える大規模な森林伐採も可能となっている。こうした課題に対しては、各自治体においても、独自条例の制定等により対策を講じているところであるが、現行法令における規制の枠内に留まらざるを得ない。

太陽光発電事業による自然環境保全や地域共生上の課題が全国的に生じている状況を踏まえ、「大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージ」に基づく規制強化等を速やかに進めるとともに、省庁連携のもと厳格な制度運用を図ることが必要である。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1　大規模な森林伐採を伴う太陽光発電事業が森林の公益的な機能に及ぼす影響を十分に勘案し、森林法の林地開発許可制度における許可基準について、森林の伐採面積 40ha 未満の場合の残置森林率をより高い水準としたうえで法令に明記するなど、規制の厳格化を図ること。

2　再エネ特措法の FIT/FIP の認定を受けていない太陽光発電事業を対象とした廃棄等費用の積立制度を創設するなど、解体、撤去、及び廃棄物処理にかかる費用を確実に確保するための仕組みを構築すること。

特別支援教育の充実について

小・中学校の特別支援学級においては、在籍児童生徒の増加や障害の重複化、多様化に伴い、個別の教育的ニーズに応じた適切な対応と人的配置が課題となっている。

加えて、通常の学級における発達障害児の増加に伴い、特別支援教育支援員の必要性は増しているが、国の財政措置（地方交付税）による人員の配置は、地域の財政状況により異なり、自治体によっては十分図られていない現状にある。

さらに、特別な教育的支援を必要とする児童への医療・福祉との連携や保護者支援等、連絡・調整を担う特別支援教育コーディネーターの役割は、小・中学校において年々重要さが増してきている。

国においては、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムを今後構築していく方向性が示されており、その実現のためにも教員が児童生徒一人一人にきめ細かな指導と支援を行う上で、更なる教育環境の向上が求められている。

よって、特別支援教育を巡る上記のような状況を踏まえ、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1　小・中学校の特別支援学級における学級編制基準（1 学級あたり原則 8 人以下）の見直しを行うこと。

2　特別支援教育支援員について、国庫補助制度の創設や国又は県による人的配置を検討すること。

3　小・中学校における特別支援教育コーディネーターの専任配置を進めること。

4　小・中学校に通級指導教室を設置できるよう、通級指導に係る基礎定数の改善を図ること。

学校給食費の無償化について

義務教育における授業料や教科用図書については、教育基本法第５条第４項の規定及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定により無償とされているところである。一方、学校給食法第 11 条第 1 項で学校給食の実施に必要な施設等の経費や学校給食運営に要する経費は学校設置者の負担とすると定められているが、「食材費」（いわゆる、学校給食費）については同第 11 条第 2 項及び同施行令により保護者負担となっている。そのため、保護者負担の増加を抑えるために公費負担による独自支援を行っている市町村もあるが、いずれも財政への影響は大きく、給食の質を維持しながら対応を継続することは困難な状況となっている。

こうした中、国は、学校給食費の抜本的な負担軽減のため、令和８年４月から公立小学校の給食費について児童一人当たり月額5,200円を基準額とする財政支援を行うこととしたところであり、保護者負担の軽減と学校給食の安定的な実施に資する大変意義のある取組であると評価している。

一方で、基準額を超える部分の負担方法については自治体判断に委ねられていること、小学校のみが対象となっていること、さらに学校給食法の改正が行われることなく「予算補助」として実施されることから、全国どの自治体においても安定的に格差なく取り組める制度としての今後の継続性が必ずしも確保されていない。

このため、国には、真の意味での小学校給食の完全無償化実現に向け持続的かつ安定的な財政支援の制度化を図るとともに、中学校給食費への支援についても、早急に拡充を検討することが求められている。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

１　基準額を超える部分についても財政支援措置を行うとともに、物価高騰の影響を踏まえ、給食の質や栄養水準を維持できるよう、必要に応じて支援内容の見直しを行うこと。

２　自治体間で格差が生じることがないよう、全国一律に小学校の学校給食費の完全無償化を実施するために必要な予算を全額国費で確実に確保すること。

３　中学校の給食についても小学校と同様の予算措置を行うこと。

４　学校給食の無償化を義務教育に係る負担軽減と位置づけ、学校給食法の規定の見直しを含む必要な措置を講じること。

学校部活動の地域展開に係る継続的な支援について

スポーツ庁及び文化庁では、令和７年 12 月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和８年度から令和 13 年度までの「改革実行期間」において、全国で休日の地域展開を実現することを目指している。

しかしながら、人口減少が進行する地方においては、地域における指導者や受け皿となる団体の確保、広域的な移動に伴う生徒の交通手段の確保、子供たちの活動機会の格差解消など、都市部とは比較にならない構造的課題に直面している。

現在の国の制度は、これら地方特有の費用負担や持続可能性に対する配慮が不十分であり、このままでは地域間での「体験格差」がより深刻化することが懸念される。

部活動改革を実効性のあるものとし、将来にわたって子供たちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しめる機会を保障するためには、地方の努力だけでは限界があり、国による長期的かつ継続的な支援が必要である。

少子化が進む中でも、未来を担う子供たちの健全な成長と、安心して子育てができる環境を整え、地域のスポーツ・文化振興の基盤を育むためにも、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

１　生徒の活動機会の保障、受益者負担の公平性、指導者確保の観点から、現在と同等の支援を継続し、特に、指導者謝金、事務局人件費、および推進体制の要となるコーディネーターの配置費用について、国が責任を持って安定的かつ継続的に支援すること。

２　人口減少に伴う部活動の集約化（拠点方式）や合同練習会の実施など、地域の実情に即した持続可能な地域展開が模索されている中で、活動場所が特定の拠点へ固定化される場合、あるいは複数個所で分散開催される場合のいずれにおいても、生徒の移動距離は大幅に増えることになる。この移動に係る多大な費用負担について、地方の実情に応じた柔軟かつ継続的な財政措置を講じること。

３　家庭の経済状況によって生徒の活動機会が失われることのないよう、経済的困窮世帯の生徒に対する参加費や保険料等の支援を、一時的な補助ではなく、確実な公的支援制度として確立すること。

４　自治体が改革の責任主体として事業を進めるにあたり、平日の地域展開も見据え、学校との連携体制や煩雑な事務手続きを簡素化・効率化するためのシステム整備への支援を強化すること。特に、各自治体が円滑に導入・運用できるよう、先行事例をまとめた「サービスカタログ」の提供や共通システムの構築支援など、具体的かつ実効性のある措置を講じること。

学校施設環境改善交付金について

県内各市では、児童・生徒の安全・安心の確保と教育環境の充実を図るため学校施設の環境整備に鋭意取り組んでいる。

国においても、老朽化対策や防災機能強化等の事業を対象とする学校施設環境改善交付金について、当初予算、補正予算により財源確保に努めているが、県内の学校施設は、築年数が 30 年以上の建築物が多くを占めており、老朽化が進んでいる状況の中で、学校施設環境改善交付金事業の重要性は今後更に高まっていくことは確実な状況である。

加えて、現行の交付要件では、老朽化した施設の改修事業の際に、交付金を活用しづらい状況となっていることから、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1　各市が計画する学校施設の老朽化対策等の整備を確実に実施できるよう、予算を十分に確保するなど、必要な措置を講じること。

2　学校施設の老朽化対策を着実に進める事ができるよう、補助要件の緩和など制度の拡充を図ること。

教育人材の確実な確保について

「教育は人なり」と言われるように、教育の質や成果を左右するのは教員であり、教職は、我が国の未来を拓く子ども達を育てるという崇高な使命を有する職業である。

現在の教員の厳しい勤務状況や教員不足の改善は喫緊の課題であり、教員を取り巻く環境を抜本的に改革し、質の高い学校教育を実現する必要がある。

その実現に向けて、国及び都道府県は、①学校における働き方改革の更なる加速化、②教師の処遇改善、③学校における指導・運営体制の充実、④優れた人材が教員を目指すための支援を一体的に推進している状況である。

特に、③のうち小学校高学年の教科担任制については、早期から専門的な教科指導が受けられるとともに、教員にとっては持ちコマ数の軽減に資するものであるため、強力に推進していく必要がある。

また、多様な専門性を有する人材を確保し、きめ細かい指導体制の構築するにあたり、特に特別支援教育に関して、調査に基づく実態に合う国の支援が必要である。

本県においては、児童生徒の不登校の出現率は全国平均と比較してかなり高い状況にある中、「みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業」を実施し、不登校傾向にある児童生徒への対応及び不登校児童生徒への自立支援や学校復帰支援体制の構築を行う市町村に財政支援を講じているが、当該事業に対する補助金の財源には復興財源が使われていることから、段階的に補助率が下がっており、復興事業終了後となる令和９年度以降の補助の方向性についてはいまだ示されておらず、各市町村の事業見通しが不安定となっている。

心のケアハウスは家庭と学校の中間的な子どもの居場所としての存在意義が益々増してきており、継続的な不登校児童生徒対策としての人的支援が求められている。

④については、教員の養成・採用・現職の一貫した改革が必要であり、教員の魅力を高め、志ある優れた人材が教員を目指すための支援が重要である。

国では、「奨学金を活用した若者の地方定着要綱」に基づき、地方自治体が地元企業へ就職・定住を条件に、若者が抱える奨学金を支援する制度を導入しているが、奨学金返済の負担を軽減し、若者のＵＩＪターン就職や地元定着を促進するという目的は教員にも当てはまるものであることから、国の財政支援により県が教員に対する奨学金返還支援を行えるよう制度を構築していく必要がある。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

１　小学校高学年の学級担任の持ちコマ数を週 20 コマ程度とすることを目指して、基礎定数化を含め、小学校高学年の教科担任制を更に推進すること。

２　児童生徒一人ひとりの特性やニーズに応じた教育支援ができるよう、特別支援教育に対応する教員、支援員の配置の充実を行うこと。

３　優れた人材が教職に就くように学生の教職への魅力を高め、若者の地方定着を目指す観点から、教員として一定期間以上勤務した場合に、都道府県に対する財政支援に基づく奨学金の返還を免除・軽減する仕組みを構築すること。

学校再編・統合による魅力ある学校づくりへの支援について

近年、少子化の進行に伴う児童生徒数の減少に対応し、教育環境の質を確保・向上させるため、小・中学校の学校再編・統合の必要性が高まっている。

この学校再編・統合の推進にあたり、遠距離通学を余儀なくされる児童・生徒の修学を保障するため、国では自治体が行うスクールバス等の経費に対する補助制度を設けている。しかし、現行制度における「統合後５年以内」という対象期間の制限や、国が定める「小学校ではおおむね４km 以内、中学校ではおおむね６km 以内」という通学距離基準を超えない場合に補助対象外とする制約は、実際の運用面において自治体の財政的な課題となっている。さらに、補助対象は主として通学支援に限られており、学校再編・統合の準備やその後の学校間での交流活動、複数の中学校による合同部活動などへの活用は対象外とされている。そのため、補助対象となる活用に柔軟性を持たせることで、より効果的な学校再編・統合をはじめ、その他の課題解消にも資することが期待される。

また、学校再編・統合後の教育体制の安定化や、児童生徒の不安解消等に伴う業務に対応するためには人的な支援が不可欠であるが、国においては、近年、学校再編・統合に伴う教員加配の期間を段階的に短縮している。しかし、実際の学校現場では、統合にともなう環境の変化により、生徒が進路選択や新たな人間関係への適応など多大な心理的負担を抱えるほか、教員側にも通学距離の増加に伴うスクールバス指導や、学区拡大を踏まえた教育活動の再構築など、多岐にわたる新たな業務が発生し負担が増加している。こうしたことから、十分な人的体制を確保できなければ不登校等の増加も懸念されるため、心のケアや通学対応を定着させるための中長期的な教員加配措置の拡充が強く求められている。

今後、少子化が一層加速し、学校再編・統合が全国的に増加することが予想される中で、自治体の財政負担もより増加していくことが懸念されており、人口減少時代に対応した活力ある学校づくりを推し進めるにあたっては、平等・公平な教育環境の確保を国の責務として取り組んでいく必要がある。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

１　公共交通機関の手段が限られた過疎地域等におけるスクールバス等による通学支援について、へき地児童生徒援助費等補助制度の通学距離基準を緩和し、学校再編・統合の影響を受ける全ての児童・生徒を対象に含めるとともに、５年間の補助対象期間を見直し、恒久的な財政支援を図ること。

併せて、学校間移動に係る支援については、専科指導を受けるために加配教員が配置されている学校への移動のみが補助対象とされているが、学校再編・統合に向けた学校間での連携意識醸成のための移動や、日中・放課後の多目的活用、その他の課題解決にも資するよう制度の改善・充実を図ること。

２　学校再編・統合後の教育体制の安定化、並びに児童・生徒の学びや教員の負担への影響を防ぐため、加配期間を学校再編・統合年度に入学した中学１年生が中学校課程を修了するまでの３年間に延長し、教育課題の解消に資する加配措置の拡充を図ること。

また、持続的な地方創生の核として維持すべき小規模校や、統合が困難な小規模校に対しても、地域の状況に応じた学校の魅力化や教育の活性化に取り組むことができるよう、加配措置の拡充を図ること。

持続可能な水田農業を実現するための予算確保及び各種支援について

宮城県は、古くから全国有数の米作地帯として栄え、「ササニシキ」、「ひとめぼれ」発祥の地であり、良質米の生産に努めている。ほ場整備事業実施地域においては、農事組合法人等が設立され、農地集積が進み地域農業の活性化が図られるとともに、大豆栽培が可能な汎用化水田の整備によって国内第２位の大豆作付面積を有している。今後、持続可能な農業を実現していくためには、農業の体質強化を図ることが不可欠であり、農地中間管理事業との連携を密にしつつ、市町村が農地の基盤整備を契機として農地集積し、農業経営体の育成などに努めていくため、国及び県は、強い農業づくりの基盤となる農地整備事業の着実な推進が必要である。

水田農業においては、主食用米の需給と価格の安定を図り、水田活用の直接支払交付金など各種メリット対策を最大限に活用しながら、米形態の生産を維持したまま生産調整に取り組める新市場開拓用米（輸出用米）や加工用米、主食用品種を含めた飼料用米などの生産を、これまでどおり推進するとともに、大豆、飼料作物及び露地野菜を中心とした転作作物への作付転換を一層進めていくことが必要である。

このような中、国においては、令和９年度から水田政策を根本的に見直すとし、制度の内容を公表したところである。新たな制度では、水田・畑に関わらず、作物ごとの生産性向上に取り組む農業者の支援へ見直すこととされている。水田農業に係る交付金は、地域農業の骨格を支えてきたことから、見直しの検討に向けて生産現場の実情を踏まえ、地域農業の将来が展望できる施策の構築が求められている。

また、近年はイノシシをはじめとした有害鳥獣による農産物の被害が多発し、かつ、広域化しており、中山間地域を中心に深刻な問題となっている。このようなことから、官民が協働し有害鳥獣の駆除、侵入防止のための防護柵の設置等に取り組んでいるが、捕獲個体処置とした埋却場所の確保や焼却処理経費の増大、野生イノシシによる豚熱感染症などの問題や鳥獣被害対策に要する市町村の財政負担の増大と有害鳥獣対策に係る担い手の不足等により、今後継続して被害防止対策を講じていくことが極めて困難な状況にある。

よって、農業者が営農意欲を失うことなく、持続的に水田農業に取り組めるよう次の事項について、特段の措置を講じるよう要望する。

記

１　農業農村整備事業関係予算については、補正予算と臨時・特別の措置を含めれば、過去に大幅な削減が行われた時期以前の水準まで回復しているものの、計画的な事業執行を行うため、当初予算での安定的かつ確実な財源を確保すること。

また、温暖化等気候変動による影響で、全国で豪雨災害等が頻発化している中、あらゆる関係機関が協働で取り組む「流域治水」を推進するにあたり、水田の持つ雨水貯留機能を最大限に活用する「田んぼダム」の更なる普及が必要である。地域の水害減災のため田んぼダムに積極的に取り組んでいる関係農家や自治体に対し、各省庁の垣根を越えた交付金制度及び補償制度を新たに創設すること。

２　水田を借用して自給飼料の確保に努めている畜産農家が多い中、多年生牧草の戦略作物助成について、播種を行わず収穫のみを行う年の単価を 35,000 円/10ａから 10,000 円/10ａに減額したが、見直しされた交付要件による交付金の減額が続いた場合、賃借料の負担増が見込まれ、畜産農家が農地を返却することや、経営圧迫による廃業も懸念され、結果的に耕作放棄地の増加にもつながることから、交付金の削減に対する支援措置を速やかに講じること。

３　産地交付金事業について、生産の目安の確実な達成に向け、実効性のある作付転

換を図るために、地域における特色ある取組への産地交付金の増額を講ずるとともに迅速な事務手続きを講ずること。また、その他、経営所得安定対策交付金などの交付金における事務手続きについて、簡素化すること。

4　稲作農家等の所得を確保し経営の安定を図るため、主食用米の需給調整の仕組みについては、取組状況の検証結果による見直し検討を継続的に行い、全国・各産地において需要に応じた米生産が着実に実施できるよう、より実効性のある体制整備の推進を図っていくこと。
　併せて、米の再生産可能な適正価格の形成と、需要に応じた安定供給ができるようにすること。

5　食料自給率の向上や収益力の高い水田農業を実現するためには、国産農産物の利用拡大を図るとともに、水田のフル活用を推進することが重要であることから、新市場開拓用米（輸出用米)、加工用米、飼料用米、稲発酵粗飼料用稲、米粉用米などのほか、麦、大豆、子実用とうもろこし等の作付けを推進する水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成や産地交付金など、農業経営に支障が生じることがないよう安定した財源の確保を図ること。
　また、令和９年度以降の同交付金を含む水田政策の見直しに当たっては、水張りの要件を受けて、既に畑地化促進事業を活用した農業者との不公平が生じないよう配慮するなど、現場の課題を十分に踏まえたうえで、将来にわたり農業者が安心して生産に取り組むことができるよう、慎重に検討すること。

6　更なる米の輸出拡大及び国内の米需給バランスの改善や学校給食における米飯給食日の拡大により、長期的な米の消費拡大を図ること。

7　国の制度である「収入減少影響緩和交付金（ナラシ交付金)」について、概算での当該年中の支払いなど、早期支払いを実施すること。また、当該制度により支援されない農業者を対象に、米価の下落分を補填する支援策を講じること。

8　農業者が安心して農業経営を行うことができるよう、収入減少影響緩和交付金（ナラシ交付金）や収入保険制度などの補償制度に対して、全ての農家が加入できるよう加入要件の見直しを含めた条件緩和を行うとともに、稲作農家等を対象とした燃油及び肥料などの輸入原材料高騰に対応するため、価格安定を目的とした補てん金交付による新たなセーフティネット制度を講じること。

9　生産の効率化や省力化、低コスト化を進めるため、自動操舵システムや農業用ドローン、自動給排水栓などＩＣＴ化やＡＩを活用したスマート農業に対する予算を継続して確保すること。

10　鳥獣被害防止総合対策交付金制度の一層の拡充を図るとともに、有害鳥獣の生息状況の的確な把握とあわせ、野生鳥獣肉（ジビエ）の放射能及び豚熱の検査体制の強化と検査費用等の支援の拡大、捕獲した個体の広域的な処理を可能とする施設の整備及び支援、また、鳥獣被害対策指導員の配置をはじめとする関係機関との横断的な推進体制の構築等、市町村の枠を越えた総合的な対策を実施すること。

11　国産飼料の生産性向上を図るため、生産体系を見直しするにあたり、子実用とうもろこしについては、農研機構の実証により、労働時間の減少による省力化、排水性が良くなる土壌改善、後作の大豆栽培での収量増加、水害に比較的強く、また、乾田直播栽培、大豆との三輪作でのブロックローテーションなどの実証効

果があり、非常に有望である。海外飼料に頼らず、国産飼料の自給率を上げ、耕畜連携にも繋がる「子実用とうもろこし」の生産拡大のためのソフト及びハードの支援策を講じること。

12　食料・農業・農村基本法における、食料安全保障を確保するため、国内での米不足及び需要の増加状況を的確に把握できるよう、政府及び JA のみならず、米卸等の民間との連携を強化し、適正な生産の目安を設定することで、海外からの米の輸入量を増やさず、国民に国内生産の主食用米を供給できるようにすること。

13　加工用米等の生産予定面積の算出に用いる地域の合理的な単収について、地域の実状との乖離が大きいことから、従来どおりの 1.70mm ベースでの積算ではなく、各都道府県で最も使用されている生産者ふるい目ベースでの積算とすること。

14　地域農業再生協議会の事務費支援である経営所得安定対策等推進事業費補助金については、前年から大幅な減額となったところだが、今後の水田政策を進めていく中で、地域農業再生協議会の役割は大きく、これまで以上の人員を備え推進する必要があるはずであり、同補助金額の減額はこのことに逆行していることから、円滑な協議会運営が可能となる補助金額を確保すること。

15　人口減少に伴う需要量の減少は、米の需給環境の厳しさを助長しており、需給環境の改善への取組は生産者、関係団体及び自治体だけでは限界があるため、市場の需給バランスの適正化に向け、政府備蓄米の機動的な買い入れと買い戻しを適切に実施すること。

16　コメ新市場開拓等促進事業の採択基準について、事業に新規に取り組む農業者の割合の項目が高配点となるなど、これまで先進的に取り組んでいた自治体にとって不利な採点基準となっていることから、既存事業のほか、今後、新たな事業を創設する際には、採択制を取らず、要件を満たしている申請者が全て事業対象となるよう必要な予算を確保すること。

国際リニアコライダー（ＩＬＣ）誘致への積極的な取組みについて

国際リニアコライダー（ＩＬＣ）計画は、我が国における新技術立国の実現に大きく貢献する極めて重要な計画であり、その建設候補地に北上高地が位置付けられている。

令和４年２月に、文部科学省の有識者会議から、ＩＬＣ計画の学術的意義や国際的共同研究の重要性は認めるものの、研究者コミュニティが提唱するＩＬＣ準備研究所の設立は時期尚早である旨が公表された。このことを受けて、現在、研究者コミュニティにおいては、国際有識者会議による大型加速器建設プロジェクトとしての決定プロセスの検討や、「ＩＬＣテクノロジーネットワーク（ＩＴＮ)」における国際協働での技術開発が鋭意進められている。

国内においては、内閣府が策定した「統合イノベーション戦略 2025」の中で「将来の加速器開発に資する要素技術を着実に推進」する方針が示されており、内閣府と文部科学省との間で「将来の高性能加速器に関する連絡会」が設置されるなど、推進体制の強化が図られているところである。

次世代加速器の開発から生まれるイノベーションは、半導体や量子技術等の先端技術分野への産業応用も期待され、高度な技術力に基づくものづくり産業の競争力強化のみならず、東日本大震災からの復興や地方創生にも大きく寄与するものである。このことから、ＩＬＣ建設候補地の周辺地域においては、「ＩＬＣ実現建設地域期成同盟会」をはじめとする誘致推進団体による関係省庁等への要望活動や、東北への建設実現に向けた機運の醸成に地域一丸となって取り組んでいるところである。

本年５月には欧州素粒子物理戦略が更新され、次期大型加速器の建設を巡る国際的な議論は重要な局面を迎えていることから、ＩＬＣを国の施策に位置付け、政府全体で推進することが極めて重要であり、有識者会議の指摘にある技術の完成や、1.3兆円の総費用の分担に係る国際的な合意形成など、ＩＬＣの実現に向けた課題の解決について、積極的に取り組んでいく必要がある。

よって、ＩＬＣの早期実現に向けて、次の事項に取り組むよう要望する。

記

１　ＩＬＣ計画を、関係省庁が連携して取り組む国家プロジェクトとして位置付け、政府全体で推進すること。

２　グローバルプロジェクトとしてＩＬＣを日本で実現するために、政府が主導し、国際的な議論を推進すること。

３　国際協働による加速器の研究開発等が着実に進むよう引き続き必要な予算措置を講じるとともに、加速器技術の産業応用を進める観点から、産学官連携の更なる推進および必要な環境整備について検討すること。

大雨等により被災した農業者の経営安定化のための新たな保険制度の創設について

宮城県北部地域においては、令和４年７月 15 日からの大雨をはじめ、近年、局地的かつ集中的な豪雨が頻発しており、河川の氾濫や内水被害により、多くの水田が長期間にわたり冠水する事態が生じている。

特に、自然地形や河川の排水能力等の制約を受ける一部の農地においては、大雨等の発生時に恒常的な冠水被害が繰り返され、水稲や大豆などの皆減又は著しい収量減少が発生している状況にある。

現在、自然災害等による農作物の損害に対する備えとしては、農業保険法に基づく農業共済制度が整備されているが、令和４年産から、水稲や大豆を対象とした加入方式が、従来の一筆方式から、加入者ごとの収穫量を基とする全相殺方式及び半相殺方式に見直された。このため、一部の水田が冠水により大きな被害を受けた場合であっても、他の水田が平年並みの収量を確保した場合には、共済金の支払い対象とならない事例が生じている。

また、農業経営全体の収入減少を補償する農業経営収入保険制度も創設されているものの、加入に当たっては青色申告の実績が必要であることや、保険料等の負担が比較的高額であることなどから、必ずしも被災リスクの高い地域の全ての農業者が活用できる状況には至っていない。

加えて、「水田活用の直接支払交付金」の見直しや、飼料用米に係る支援水準の段階的引き下げなど、農業政策を取り巻く制度改正が短期間に相次いでいることから、生産現場では将来の営農に対する不安が高まり、農業者の経営意欲の低下が懸念されている。

水田は、食料生産の基盤であるのみならず、生物多様性の保全や景観形成、洪水時の雨水貯留機能など、多面的な機能を有しており、地域の安全・安心な暮らしを支える重要な役割を果たしている。

全国的に大雨等の自然災害が多発する現状を踏まえるとき、これらの多面的機能を維持し、農業者が将来にわたり安心して営農を継続できる環境を整備することは、国が掲げる食料安全保障の観点からも極めて重要である。

よって、恒常的な冠水被害を受ける農地において、現行制度では十分に補償されない実態を踏まえ、被災した農業者の経営安定化を図るため、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く求める。

記

恒常的に冠水被害を受けている農地については、農業共済制度及び収入保険制度とは別枠として、従来の農業共済制度における一筆方式の考え方を参考にした新たな保険制度を、基金などの財源を確保して創設すること。

被災地復興における教育旅行の推進について

東日本大震災から 15 年が経過し、震災で甚大な被害を受けた沿岸自治体については、国や宮城県からの手厚い財政支援により、復興事業のハード部分は概ね終了しているところであり、現在は被災した方々に寄り添った心の復興事業に傾注しているところである。

このような中、宮城県内への教育旅行宿泊生徒数は、震災前の平成 22 年を下回る状況が続いており、宮城県においては、新しい観光への取組を推進するため「第６期みやぎ観光戦略プラン」に基づき、教育旅行の誘致等を強化しているほか、自治体においても、震災伝承・防災教育を主軸とした教育旅行の誘致を図るため、石巻圏域２市１町の首長による大手旅行業者へのトップセールス活動や、宮城県市長会として台湾航空会社や旅行会社へ誘客ＰＲを行っているところである。

本県は、日本三景松島の一角を占める「奥松島」を有しており、東松島市においては、ＳＤＧｓの理念に沿って持続可能な観光地を目指して取り組みを進めた結果、令和４年９月にオランダに本部がある国際的な観光地の認証機関、グリーン・デスティネーションズから宮城県初の「世界の持続可能な観光地トップ 100」、令和５年 10 月にスペインに本部がある、国連世界観光機関（UN Tourism）から東北地方初の「ベスト・ツーリズム・ビレッジ 2023」にそれぞれ選定されており、これら世界基準の認証は、国から「ＳＤＧｓ未来都市」並びに「第１回脱炭素先行地域」に選定されたことに起因しており、近年海外で関心が高まっているサステナブル・ツーリズムへのＰＲに対して大変効果的となるものであるが、市や圏域単位でのＰＲでは認知度向上に限界があり、効果的な広報活動が課題となっている。

仙台空港国際線定期便が拡大し、海外旅行者も増加していることから、被災地での防災教育や県内の豊富な観光資源を教育旅行へ取り込むことは、交流人口の拡大や地域活性化を推進するうえで極めて重要である。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

１　教育旅行を通じて交流人口拡大と観光関連産業の活性化を図るため、国内外の教育機関や旅行代理店などの関係機関に向けて積極的な誘客活動を展開すること。

２　被災地復興に資する教育旅行について、事前に現地を下見する場合の視察費用について必要な財政措置を講じること。

物価高騰に係る中小企業及び農水畜産業者への支援について

昨今の中東情勢をはじめとした国際情勢の不安定化等を背景に、原材料・エネルギー価格等の高騰、石油製品等の供給制約が生じており、中小企業や農水畜産業者の事業活動に大きな影響を及ぼしている。こうした状況を踏まえ、事業の継続と地域経済の安定化に向け、県内の中小企業、農水畜産経営に対し、引き続き着実な下支えが必要である。

また、原材料・エネルギー価格の上昇が続く中、収益が悪化し、資金繰りが厳しい中小企業等が多く存在している。地域経済の発展のためには地元中小企業等の活性化・成長が不可欠であることから、供給の目詰まり解消に向けた対策や、物価高騰に対応した経営改善支援策及び成長支援策のさらなる展開や拡充が必要である。

農水畜産業者に対しては、これまでも各自治体において国の臨時交付金等を活用した支援策を展開してきたが、昨今の電力、資材・飼料等の価格高騰により事業者は依然として厳しい経営状況となっており、事業継続に向けた支援が引き続き必要である。

よって、下記の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1　物価高騰等が長期化しており、幅広い業種に影響が及んでいることから、業種に関わらず、公平かつ継続的な支援策を講じること。特に、中小企業や個人事業主の事業継続に必要となる資金繰り支援及び原油価格・物価高騰の影響を乗り越えるため、販路拡大・生産性向上のための前向きな投資への支援を拡充すること。

2　電力・ガス・燃油価格等の高騰等の影響が幅広い業種の事業者に及ぶ中、地域の中小企業の事業継続のため、安定的かつ継続的な施策を講じること。

3　既往債務の返済猶予等の条件変更について、中小企業等の実情に応じた柔軟な対応を図るよう金融機関への継続的な働きかけを行うこと。

4　物価高騰等に対応して中小企業等が適切に賃上げを進められるよう、賃上げ原資の確保に向けて、中小企業等の収益力向上に資する生産性向上や高付加価値化等のための取組みへの支援を強化すること。

5　サプライチェーンの安定化を通じて、中小企業等の調達コスト及び事業継続の安定を図ること。

6　米の適正な価格形成に向け、生産者が再生産可能な米価の形成及び安定化を図るとともに、消費者が購入しやすい価格に十分に配慮した対策を講じること。

7　資材・飼料価格やエネルギー価格等の高止まりが続いていることから、これらの影響を受けている農業者、畜産業者及び漁業者等に対する事業継続に向けた支援を引き続き実施すること。

8　配合飼料価格が高止まりしている状況下においても実態に即した支援が講じられるよう、配合飼料価格安定制度の発動条件について現状を考慮したものに改めること。

中東情勢に伴う建築資材価格の高騰対策について

中東情勢の緊迫化に伴い原油価格が急激に上昇し、塗料、シンナー、断熱材、防水材等の石油化学製品をはじめとする建築資材の価格が急騰している。建築資材価格は、世界的な原材料価格の上昇や円安等を背景に既に高い水準で推移してきたところであり、建築業界はもとより、住宅の新築や改修を予定する建築主にも深刻な影響が及んでいる。

本県においても、建築工事費の上昇により、建築主が住宅の新築や改修の計画を延期せざるを得ない事例が生じているほか、地域の建設業者からは、資材の調達価格や納期の見通しが立たず、工事の受注や施工に支障を来しているとの切実な声が寄せられており、地域経済や市民生活への影響が強く懸念されている。

さらに、公共工事においても、予定価格と実勢価格の乖離による入札不調や、契約後の資材価格の上昇に伴う受注者の負担増が懸念されるなど、その影響は民間建築のみにとどまらず、社会資本整備の着実な推進にも支障を及ぼしかねない状況にある。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

1　建築資材の安定供給の確保及び価格動向の監視体制の強化を図るとともに、資材価格の高騰により影響を受ける中小建設業者に対する価格転嫁を円滑化する施策を講じること。また、価格転嫁により住宅取得の意欲が減衰しないよう、建築主に対して住宅ローン減税の拡充・延長や住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充などの住宅取得促進策を講じること。

2　国の公共工事において、最新の実勢価格を反映した適正な予定価格の設定及びインフレスライド条項の適切な運用を徹底するとともに、市町村が発注する工事においても同様の対応が円滑に行えるよう、技術的助言を行うとともに、スライド条項の適用に伴う追加費用への国庫補助や、物価高騰対応に係る重点支援地方交付金の拡充など必要な財政的支援を行うこと。

県内基幹交通網の整備について

東日本大震災においては、東北を南北で結ぶ東北縦貫自動車道やＪＲ東北本線・新幹線が不通となる中、首都圏への唯一の幹線道路として「国道４号」が大きな役割を果たした。

また、太平洋側の港湾施設、道路網、鉄道網が寸断された際には、日本海側からの物資輸送ルートとして東西交通軸である高規格道路「石巻新庄道路・新庄酒田道路（みちのくウエストライン)」が「いのちをつなぐ道」として非常に重要な役割を果たしている。道路法の改正により、平常時、災害時を問わない安定的な輸送を確保するための重要物流道路制度が創設され、平成 31 年４月に１次指定がなされたことにより、更なる物流生産性の向上が期待されている。

しかし、国道 108 号古川東バイパスは全線開通しているが、国道４号については宮城県内において４車線拡幅が事業化されたものの、いまだ片側１車線区間が部分的に残っており、新たな企業進出等による交通量の増加に伴う慢性的な渋滞はもとより、冬季期間にあってはホワイトアウトをはじめ降雪等に起因する東北縦貫自動車道のたび重なる通行止めによる渋滞が生じ、円滑な住民生活、産業活動及び経済活動の阻害要因となっている。

さらに、国道 47 号においても山形県境付近で一部未改良区間が存在するなか、石巻市と新庄市を結ぶ石巻新庄道路が「新庄酒田道路」と接続することにより、広域的な地域連携の強化が図られ、災害発生時には、迅速な復旧、復興に資する救援活動や物流面でまさに「命の道」となることが期待されるが、いまだ計画路線の指定に至っていない。

いずれの路線も東北地方の復興に大きな役割を果たすことは言うまでもなく、コロナ禍で大きく変化した社会情勢に順応するためにも、平常時、災害時を問わず安定的な輸送道路の確保が必要であり、地域経済の発展はもとより災害時における緊急避難路や救援・救護道路としての役割を担うことから、早期の実現が強く求められているところである。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

１　国道４号の宮城県内における４車線拡幅の残る未事業区間について新規事業化へ向けた調査の推進及び事業区間（大衡道路拡幅事業・築館バイパス事業・白石南拡幅事業・古川高清水拡幅事業）の早期供用を図ること。

２　産業と観光振興を支援する「国道 108 号石巻河南道路」の早期整備を図ること。

３　「国道 108 号石巻河南道路」における東松島市赤井地区のランプについて、石巻方面のみへの乗入計画となっているが、女川原子力発電所事故等の有事の際、避難道路として大崎・山形方面への経路確保が最も重要となるため、大崎・山形方面への乗降が可能となるフルインターチェンジを設置すること。

４　緊急輸送道路である国道 47 号の道路改良について、防災機能を高めた安全で安心な道路網の整備として通常予算とは別枠で実施すること。中でも、宮城・山形県境付近の狭隘、視界不良を解消し、安全・安心な通行を確保するため「国道 47 号県境部道路改良整備（バイパス化)」の早期実現を図ること。

５　災害発生時の迅速な復旧、復興に資する、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化を図り、東北中央部における太平洋、日本海地域を結ぶ地域発展に欠か

すことのできない東西交通軸としての機能を確立するため、高規格道路「石巻新庄道路」の着実な調査の推進と事業の早期実現を図ること。

6　道路行政全体の施策を効率的に進めるため、デジタル化等の推進を図ること。

県央地域の交通網の整備について

県央地域は、東北で唯一の政令指定都市である仙台市を中心に本県の人口の約半数が生活しており、本県はもとより東北地域における文化・経済・教育の中心地である。また、近年では、企業の進出が大変活発であり、宅地化も進行していることから、人口増加に伴う各種インフラの整備が急務となっている。そのため、渋滞緩和や公共交通網の利便性の向上が強く求められている。

特に、仙台北部道路は、東北縦貫自動車道と三陸縦貫自動車道を結び、仙台東部道路及び仙台南部道路と一体となって仙台都市圏における自動車専用道路環状ネットワークを形成する高規格道路であり、地域の発展と産業の振興を図るためにも重要な道路である。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

令和３年３月に４車線化の事業許可を受けた「利府しらかし台 IC～富谷 JCT 区間」の早期完成、及び令和６年３月に事業許可を受けた富谷 JCT のジャンクションフル化について早期着工すること。

県南地域の交通網の整備について

東北縦貫自動車道及び国道４号は、宮城県内の産業・経済・文化の発展と福祉の向上に大きく寄与する重要な路線である。これらの重要路線が地震等の災害により遮断された場合の対応策として、東北縦貫自動車道及び国道４号と常磐自動車道及び国道６号を連結する一般広域道路を高規格道路として整備することが求められている。

また、国道 349 号の角田市江尻地内から柴田町下名生地内において、阿武隈川左岸堤防兼用道路となっているが、家屋連担等の兼ね合いから道路拡幅に困難を極め、屈曲部が多く両側にガードレールが設置されている箇所もあることから、特に大型車輌の増加により、歩道未整備区間での歩行者、自転車通行が危険な状況である。また、令和元年台風第 19 号では江尻字谷津前地内の約 1,800ｍ区間が冠水し、通行できない状況となった。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

１　広域的な横断道路として、白石・角田・山元間の東北縦貫自動車道及び国道４号と常磐自動車道及び国道６号を連結する高規格道路を指定し整備を図ること。

２　江尻字谷津前地内、約 1,800ｍ区間の道路嵩上げ等の改良を図ること。

宮城県横断自動車道の整備促進について

仙台空港は東北の空の玄関口であり、東北における高速交通体系の中枢をなす重要な施設であるが、東日本大震災の際は、津波により長期にわたって使用不能となり、当時、仙台空港の機能を山形空港が補完することで、宮城県内への人的・物的支援が図られた経緯がある。

このようなことから、大規模災害等で日本海側が被災した場合、仙台空港が拠点となり、同様の役割を果たすことが想定され、仙台空港と東北縦貫自動車道を結ぶ緊急輸送路の整備は、日本海側との地域間連携を図る上で不可欠であると考える。

また、近年は、地域経済の発展に向け、インバウンドの促進や地場産品等の海外輸出がますます重要となっており、そのような意味からも、平成 28 年に国管理空港として全国初の民営化を実現した仙台空港が有するポテンシャルを十分に発揮し、その効果を、日本海側の地域を含め、東北全域に波及させることが期待されている。

よって、仙台空港と東北縦貫自動車道を結ぶ緊急輸送路の確保に向け、また、仙台空港を活用した地域経済の更なる発展に向けたインフラの整備として、国直轄による宮城県横断自動車道の事業化を早期に実現するよう、要望する。

特に、令和３年７月に山形県が策定した「新広域道路交通計画」において、宮城県横断自動車道の延長線上にある山形自動車道「月山ＩＣ」と「湯殿山ＩＣ」間の未開通区間が新たに「構想路線」に位置付けられるなどの動きもあり、これが実現すると、仙台空港が日本海沿岸までダイレクトでつながることで、多大なる経済効果が見込まれることから、これらの動きも踏まえ、取組が促進されるよう、要望する。

三陸沿岸部の道路交通網の整備について

平成 23 年３月に発生した東日本大震災では、内陸部から三陸沿岸地域へアクセスする「くしの歯形」の救援ルートが被災地への救急活動や救援物資の輸送道路として有効に機能し、国道 284 号は、まさに「命を守る道路」として重要な役割を果たした。

国道 284 号は、平成 31 年４月に国土交通大臣が指定する重要物流道路の代替・補完路に指定され、平常時・災害時を問わず安定した輸送の確保が求められており、さらに、「三陸復興国立公園」や「世界遺産平泉」といった広域的な観光交流拠点を結んでいるほか、三陸沿岸道路と東北自動車道や東北新幹線を結ぶルートにもなっており、所要時間の短縮はもとより、災害に備えたリダンダンシーの確保や大型車両の安全なルートの確立が急務となっていることから、早期高規格化が強く望まれている。

また、三陸沿岸道路の全線開通により、物流の効率化や交流圏域の拡大、救急医療や防災機能の拡充等が図られているが、三陸沿岸道路の更なる機能強化と、接続する道路網の整備・強化は産業振興にとどまらず、防災・減災のほか、地域経済活性化の面からも有効であり、地域住民に安心を与え、地域の発展に繋がるものである。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

１　国道 284 号の高規格化の早期実現を図ること。

２　三陸沿岸道路の更なる機能強化のため、ハーフインターチェンジのフルインターチェンジ化、２車線区間の４車線化及び付加車線の延伸を図ること。

３　三陸沿岸道路利用者の利便性・サービス向上のため、下り線矢本パーキングエリアから東松島市が 21 億円をかけて整備した上り線「道の駅東松島」への「連絡歩道橋」の設置、国管理の下り線矢本パーキングエリア管理用通路を活用した車両の交互通行、国管理の上り線矢本パーキングエリア（北側駐車場）と東松島市管理の「道の駅東松島」（南側駐車場）の車両の相互通行が可能となるよう早期整備を図ること。

ローカル線の利用促進に向けた支援について

ローカル線は、地域住民の通学・通勤などの生活の足として重要な役割を担うとともに、地域経済の基盤となる重要な社会インフラである。移動手段の確保、環境負荷の軽減、まちづくりと連動した地域経済の活性化等の観点から、その維持・活性化が求められている。

しかしながら、ローカル線を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少、モータリゼーションの進展等に伴って極めて厳しい状況が続いている。

このような中、持続可能な交通体系について建設的な議論を行うため、ＪＲ東日本は令和４年以降、平均通過人員が１日当たり 2，000 人未満の線区の経営情報を開示しており、県内においては、陸羽東線（古川～鳴子温泉～最上)、石巻線（小牛田～女川)、気仙沼線（前谷地～柳津)、大船渡線の一部区間の４路線５区間が該当している。

該当の路線や線区を抱える各自治体においては、開示されたローカル線の実態を踏まえ、協議会や関係自治体による協議が行われ、国や県の関係機関の積極的な動きも見えてきたが、県内ローカル線の全てが厳しい経営状況にある現状に、より一層の危機感を持ち、路線がまたがる県内の自治体はもとより隣県の自治体を含めた連携した取り組みを加速させる必要がある。

令和５年 10 月１日から「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が施行され、地方公共団体または鉄道事業者は、国土交通大臣に対し、ローカル鉄道のあり方を協議する「再構築協議会」の組織を要請することができるようになった。改正法は「地域公共交通のリ・デザイン（再構築)」を目的としており、単なる存廃議論ではなく、地域の関係者（自治体、交通事業者、住民、企業等）の連携と協働による持続可能な交通体系の構築について、原則３年の協議期間の中で議論し結論を出すこととなる。

よって、ローカル線存続のため、地域住民の生活の足を守り、地域経済の活性化を図る観点から、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

１　関係機関との協議推進と利用促進策の展開

県や鉄道事業者等の関係機関と協議・検討を行い、人口減少時代におけるローカル線の維持・確保を図るとともに、交流人口の拡大につながる取組を推進すること。

また、鉄道事業者に対して、沿線自治体が取り組むローカル線の利用促進事業が円滑に実施できるよう、柔軟な協力を強く働きかけること。

２　国・県による財政支援の実施

地域の関係者等の連携と協働による持続可能な交通体系の構築について合意された内容の実現に向け、国の支援制度の活用を図るとともに、必要な財政支援を講じること。

３　鉄路の維持に向けた積極的な働きかけ

ローカル線は、生活路線、観光路線として地域を支える公共交通の基軸である。公共交通の再構築検討において安易に鉄路を廃止することのないよう取り組むこと。

水道事業に対する財政支援の拡充等について

現在の水道事業においては、浄水場や送・配水管等水道施設の多くが耐用年数を超過し、さらには近年、老朽管の漏水による陥没事故が全国的に頻発しており、また、令和６年１月に発生した能登半島地震の被災地では水道施設の壊滅的な被害が住民生活の再建に大きな影響を及ぼしていることなどから、水道施設の更新、耐震化は喫緊の最重要課題となっている。

国としても、水道施設（浄水場等）の耐災害性強化対策及び上水道管路の耐震化対策については、令和２年 12 月 11 日に閣議決定された「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」において、重点的に取り組むべき対策に位置付けており、令和６年度には水道整備・管理行政の移管が行われ、従前の水道事業に対する支援制度として位置付けられていた生活基盤施設耐震化等交付金の大部分が防災・安全交付金に移行されたことや令和８年度を初年度とする「第１次国土強靭化実施中期計画」が令和７年６月６日に閣議決定されるなど、地方公共団体等が行う水道施設の耐震化等の取組を支援する内容が組み込まれたところである。

しかしながら、例えば、広域化と合わせた施設耐震化に向けた取組みにおいて、現行制度の中では「基幹水道構造物の耐震化事業」しか該当せず、更には基準事業費が実事業費を大幅に下回る水準に設定されているなど、本制度を活用しても多大な財政負担が生じることから、老朽化した水道施設の計画的な更新が進まない状況にある。

また、令和７年度からは当該交付金に水道総合地震対策事業（重要施設に係る上下水道管路の一体的耐震化）が創設されたが、この新事業への重点的な対応に伴い、従来の「水道管緊急改善事業」の補助率が１／３から１／４へと引き下げられた。地方部においては、老朽化が進み更新が必要な水道管が多数存在する一方、下水道では地震対策事業が定める要件に該当する管路は少ないことから、上下水道の一体的耐震化の交付要件に該当する管路は一部に限られており、このため、「水道管緊急改善事業」の補助率引き下げによる影響は非常に大きい。

よって、水道事業に対する財政支援の拡充として、防災・安全交付金制度をより活用しやすくするため、下記の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

１　当該交付金制度の拡充策として、現行の補助率を引き上げるとともに、事業体からの予算要望に対し内示で減額することなく満額交付すること。

２　各地方公共団体の要望に合わせた補助額を確実に確保することができる法律補助へと変更すること。

３　需要者への水の供給に欠かすことのできない配水支管の老朽化対策は喫緊の課題であることから、補助対象を配水支管まで拡大すること。

４　事業体の財政負担軽減のため、「水道管路緊急改善事業」について、補助率を１／２に引き上げること。

流域治水事業等の推進について

治水事業は、洪水等の災害から生命と財産を守り、さらには地域の生業を守り、安全で活力のある社会基盤を形成するため、最も根幹となる重要な社会資本整備である。

近年、気候変動などの影響により洪水災害が頻発化・激甚化し、国も 21 世紀末には気候変動の影響により全国平均で降雨量が 1.1 倍、洪水発生頻度が２倍になると試算している中で、河川氾濫に伴う浸水被害の防止・低減に向けた備えが喫緊の課題となっている。

また、河川は、市町村をまたがって流れていることが大半であり、市町村間における調整が必須となるが、市町村が管理する準用河川も同様に複数の市町村が流域となっている場合があり、下流域の自治体ほど被害及びその対策の負担が増加する実態にある。

こうした状況を受けて、降雨量の増大に対するハード整備の加速化や上流・下流や本流・支流の流域全体を俯瞰して取り組むことを掲げ、国、流域自治体、企業、住民などの関係者が協働して取り組むため「流域治水関連法」が成立した。

よって、「流域治水関連法」の趣旨に基づく対策推進のため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

１　都道府県に対して、下流域の浸水被害状況や雨水流出状況を的確に把握することを求めるとともに、流域治水の実効性を高めるため、地理的条件や自然的条件、本流、支流の流域全体を俯瞰した総合的な治水対策事業の着実な推進を図ること。

２　上記１及び準用河川の改修事業に対する財政措置を確保・拡充すること。

市管理河川への支援について

近年、各地で地震や豪雨等、大規模な自然災害が相次いでおり、市民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靭化の重要性はより一層増している中、各市では河川法の適用を受ける準用河川のほか、適用を受けない普通河川として多くの河川を管理している。

本県の市管理河川には、急峻な地形を流れるものも多く、豪雨時には土砂の流出や水位の急激な上昇が発生しやすい特性を持っており、加えて、川沿いに古くからの集落が密集している地域も多く、市民生活に直結する重要なものであることから、市では定期的なパトロールを実施し、不具合箇所の早期発見に努めている。

本県の市管理河川に関する市民からの要望については、堆積土砂や支障木の除去などは、緊急浚渫推進事業債を活用し、護岸の補修等は緊急自然災害防止対策事業債を活用し、対応に努めているが、すべての要望に応えられていないのが現状である。

市民が求める安全安心を十分に担保するためには、市の取組みだけでは限界があると認識しており、大規模な治水対策には、国の専門的な知見や技術的な支援に合わせて、財政的な支援が必要不可欠と捉えている。

よって、次の事項について、特段の措置を講じるよう要望する。

記

1　市管理河川の維持管理や改修に要する経費について、地方交付税措置の拡充を講じること。

2　普通河川を河川法に位置付け、河川改修事業に対する補助事業を創設すること。

3　緊急浚渫推進事業債について、令和 12 年度以降の事業期間延長または恒久的な財政措置を講じること。

4　緊急自然災害防止対策事業債について、令和 13 年度以降の事業期間延長または恒久的な財政措置を講じること。

津波浸水想定の対策について

宮城県は、令和４年５月 10 日に、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定を公表し、東日本大震災時の津波よりも浸水の範囲が拡大することが明らかになった。

このことにより、沿岸部の自治体は、既存の津波避難施設の再整備や災害対策の拠点となる自治体庁舎・公共施設の移転等の対策が必要になるだけでなく、避難計画の見直し等について、住民に対し、誤解や不安を与えないような丁寧な説明を行うことが求められる等、極めて大きな影響を受けている。

庁舎の老朽化に伴い、現地での建て替えを想定して、複数年にわたる検討や準備を進めてきた県内のある自治体では、宮城県が公表した津波浸水想定の区域に現地が含まれたことから、検討を白紙に戻し移転先となり得る土地の調査や検討を実施したものの、東北で最も狭隘な市域という困難な条件下で、利便性等を踏まえ総合的に検討し、津波浸水想定区域内の現市役所敷地を建設場所として選定した状況にある。

今般、当該自治体では、他施設整備との兼合いや所要一般財源の負担増などから庁舎建設は「凍結」の方針に至ったところだが、老朽化が著しいことから、引き続き、整備に向けた検討が必要である。また、その他にも老朽化に伴う多くの公共施設の補修や修繕に伴う支出が大きく見込まれているため、昨今のエネルギー価格・物価高騰も相まって事業費が増大することで、財政状況が厳しくなることから、度重なるシミュレーションによる慎重な検討が必要になっている。

よって、これらの自治体の状況等を勘案し、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

浸水区域外への移転等を含む公共施設等の防災対策のため、緊急防災・減災事業債の単価引き上げ、公共施設等適正管理推進事業債の期限延長について特段の措置を講じること。

雨水排水施設整備等における財政支援について

近時、日本各地で甚大な災害をもたらす台風や大雨が増えており、市民の生命、身体及び財産を守るため、雨水排水対策は重要かつ不可欠となっているが、そのための雨水排水施設の維持管理に多額の費用を要している。

これに加えて、平成２３年３月１１日に発生した東北地方太平洋沖地震による地盤沈下により雨水の自然排水が困難となった地域では、強制排水を可能とする雨水排水施設の増強が必要となり、以前に増して雨水排水施設の維持管理に多額の費用を要することとなった。

よって、地方公共団体が、市民の生命、身体及び財産を守るため、財政的な事情で雨水排水施設の維持管理に支障を来すことのないよう特別な財政支援を講じるよう要望する。

記

地方公共団体が、市民の生命、身体及び財産を守るため、財政的な事情で雨水排水施設の維持管理に支障を来すことのないよう、近時の異常気象、地理的条件、自然的条件、東北地方太平洋沖地震による地盤沈下の影響等、個々の具体的な実態を踏まえた特別な財政支援制度を創設すること。

防災・減災、国土強靱化対策の充実強化
及び下水道施設改築に係る国庫負担の継続について

我が国では、近年、大規模な自然災害が頻発し、各地においても地震や津波、大雨による人的・物的被害やインフラの損壊による大きな社会的損失を受けてきた。

こうした中、令和７年６月に閣議決定された「第１次国土強靱化実施中期計画」において、事業規模は今後５年間でおおむね 20 兆円強程度を目途とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については適切に反映することが示されたものの、国土強靱化計画に基づく確実な予算措置が課題である。

また、近年の自然災害においては、個々の宅地の擁壁崩壊やがけ崩れ等が生じ、個人では応急対策や復旧が困難な事案が多発している。大規模な災害への対応は既存の支援メニューがあるものの、個々の宅地被害についてはその条件を満たさないため、迅速な応急対策工事や復旧工事を施すことが困難である。

さらに、平成 29 年度の財政制度等審議会において、下水道施設の改築は原則として使用料で必要経費を賄い、国による支援は未普及の解消及び雨水対策へ重点化する、との方針が示されたが、下水道事業は公共的役割が極めて大きな事業であり、各下水道事業者においては、様々な経営努力を重ねつつも、現行の国庫補助制度を前提として運営してきたところであり、改築に係る国費負担が無くなった場合、施設の改築が滞り、市民生活に重大な影響が及ぶおそれがある。

よって、次の事項について特段の措置を講じるよう要望する。

記

１　大規模な自然災害に備え、国土強靱化を加速的に推進するため、第１次国土強靱化実施中期計画に基づく事業規模の財源を確実に措置すること。

２　自然災害に備え、所有者自らが行う事前対策工事への支援制度については、補助率の引上げなど財政措置の更なる拡充を図るとともに、自然災害により被害を受けた個々の宅地について、所有者自らが行う応急対策工事への支援制度を構築すること。

３　安定的に公衆衛生を確保し、また、公共用水域の水質を保全することで市民生活や社会経済活動を守るため、下水道施設の改築に対する国費負担を継続すること。